

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和三十年大蔵省令第十四号）第二条の規定は、厚生労働大臣又はその委任を受けた職員が、特別会計に関する法律附則第三十二条第三項に規定する特別保健福祉事業資金の財政融資資金への預託により生じた利子の超過受入額を、財政投融資特別会計の財政融資資金勘定の歳入に繰り入れる場合に準用する。この場合において発する国庫金振替書には、振替先として「財務省大臣官房」と記載し、かつ、払出科目として「特別保健福祉事業資金」、受入科目として「何年度、財務省所管財政投融資特別会計財政融資資金勘定、歳入」と記載しなければならない。

○厚生労働省令第二十九号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二十三日

厚生労働大臣 長妻 昭

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令

「富士郡 芝川町」を削り、同表宮崎県の項市町村名の欄中「高原町 野尻町」を「高原町」に改め、同表鹿児島県の項中「伊佐市」を「伊佐市 始良市」に、始良町 浦生町 湧水町」を「湧水町」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二十三日

農林水産大臣 赤松 広隆

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十一年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二沖合底びき網漁業の項第一号口64中「北海道天塩郡天塩町天塩川口灯台中心点」を、北緯四十四度五十二分四十九秒東経百四十一度四十分三十六秒の点（旧天塩川口灯台中心点）に改め、同99及び100中「同道幌泉郡えりも町幌泉灯台中心点」を、「北緯四十二度一分東経百四十三度九分二秒の点（旧幌泉灯台中心点）に改め、同140及び141中「松崎町波勝崎」を、「南伊豆町波勝岬」に改め、同142中「駿東郡長泉町」を、「裾野市」に改め、同145中「浜名郡新居町」を、「湖西市」に改め、同147中「北牟婁郡紀北町」を、「尾鷲市」に改め、同148中「北牟婁郡紀北町」を、「尾鷲市」に改め、同項第二号力中「同道様似郡様似町様似港東防波堤灯台中心点」を、「北緯四十二度七十分三十三秒東経百四十二度五十分の点（旧様似港東防波堤灯台中心点）」に改め、同号力中「北海道様似郡様似町様似港東防波堤灯台中心点から同灯台中心点」を、「北緯四十二度七十分三十三秒東経百四十二度五十分の点（旧様似港東防波堤灯台中心点）」に改め、同項第三号八〇中「常呂郡」を削り、同表いか釣り漁業の項第一号水8中「北斗市」を、「上磯郡知内町」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四号

道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第七十八条第二号及び第七十九条の二第二項の規定に基づき、道路運送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二十三日

国土交通大臣 前原 誠司

道路運送法施行規則の一部を改正する省令

道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第四十八号中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体

第五十一条の三第一号中「名簿」の下に「（第四十八号第二号に掲げる者にあつては、これらに準ずるもの）を加える。

第五十一条の三第二号第四号中「第七十二条第一項」を、「第六十七条第二項」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○総務省告示第九十号

町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十七条の規定により、吾妻郡六合村を廃し、その区域を中之条町に編入する旨、群馬県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年三月二十八日からその効力を生ずるものとする。

平成二十二年三月二十三日

総務大臣 原口 一博

○法務省告示第四百四十五号

長野県上田市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十二年四月二十三日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一 当該除籍に係るある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二 前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注意

一 申出は、口頭でも差し支えない。

二 申出の手続について分からないことがあれば、大牟田市役所又は福岡法務局柳川支局に照会すること。

平成二十二年三月二十三日

法務大臣 千葉 景子

福岡県大牟田市本濱田町一番地 松永 マサ

○法務省告示第四百四十八号

福岡県大牟田市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十二年四月二十三日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一 当該除籍に係るある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二 前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注意

一 申出は、口頭でも差し支えない。

二 申出の手続について分からないことがあれば、大牟田市役所又は福岡法務局柳川支局に照会すること。

平成二十二年三月二十三日

法務大臣 千葉 景子

福岡県大牟田市本濱田町一番地 松永 マサ

○法務省告示第四百四十七号

鹿児島県大島郡住用村大字見里百三十七番地 田中武次郎

○法務省告示第四百四十七号

大阪府都島区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十二年三月二十三日

法務大臣 千葉 景子

大阪府都島区東野田町三丁目四十五番地 津田 秀次

○法務省告示第四百四十七号

鹿児島県大島郡住用村大字見里百三十七番地 田中武次郎

○法務省告示第四百四十七号

大阪府都島区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十二年三月二十三日

法務大臣 千葉 景子

大阪府都島区東野田町三丁目四十五番地 津田 秀次